

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	26 - 20 . 勤労者・消費者関連事業		協議細目
調整方針			
項目	参 考 資 料		
勤労者福祉関連施設	<p style="text-align: center;">関 市</p> <p>勤労者の文化と教養の向上及び福祉の増進等を図るため、以下の施設を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関市勤労会館（通称：ワーク・プラザ関） ・関市千疋体育館 ・アピセ・関 	<p style="text-align: center;">洞戸村・板取村・武儀町・上之保村</p> <p>施設なし</p>	
勤労者住宅資金融資	<p>市内に住所を有する勤労者に対し、住宅資金を融資することにより勤労者の住生活の改善促進、福祉向上に役立てる。</p> <p>制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で自ら居住するための住宅に要する新築、増築、購入資金 ・融資額：1件あたり100万円以上500万円以下 ・融資利率：金融機関との契約により定める利率 ・償還期間：20年以内 	<p>制度なし</p>	
勤労者住宅資金利子補給	<p>勤労者の住宅建築を助長するため、その資金に対し利子補給を行い、勤労者の福祉増進を図る。</p> <p>制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で自ら居住するための住宅（10㎡以上200㎡以下）に要する新築、増改築、購入資金 ・利子補給額：年利2%以内で、最高限度額500万円以内の利子 ・利子補給期間：3年以内 	<p>制度なし</p>	

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料	
	関 市	洞戸村・板取村・武儀町・上之保村
事業所従事者等生活資金融資	<p>事業所に勤務する従業者等に対し、生活に必要な資金を融資することにより、従業者等の生活安定を図り、住民福祉の向上に資する。</p> <p>制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費、冠婚葬祭費、教育費又は住宅に要する資金等で、一時的に必要な資金 ・融資限度額：1世帯につき100万円以内 ・融資利率：金融機関との契約により定める利率 ・融資期間：3年以内（据置3月以内を含む） 	制度なし
外国人研修生受入事業補助	<p>外国人研修生の語学、技術研修を行い、アパレル産業等の振興を図るため、外国人を受け入れする企業に対し補助金を交付する。</p> <p>H15当初予算額 500,000円</p>	制度なし
消費生活相談及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に係る相談及び苦情の処理に関する事務 ・消費生活相談情報及び緊急情報等を広報誌等で啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に係る相談及び苦情の処理に関する事務 ・消費生活相談情報及び緊急情報等を広報誌等で啓発
消費生活モニター	<p>消費生活モニター物価動向調査</p> <p>モニター制度による物価動向調査を実施するとともに、消費生活に関する意見や要望、苦情等の実態の把握を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関市消費生活モニター：10名 ・調査品目：27品目 ・調査日：毎月5日 ・「広報せき」に調査結果を掲載 	制度なし

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
先進事例	<p>「飛騨地域合併協議会」 中小企業融資等事業の取扱いについては、別紙のとおりとする。</p> <p>「川口市・蕨市・鳩ヶ谷市法定合併協議会」（埼玉県） 勤労者・消費者関連事業については、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努めるものとする。</p> <p>「一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会」（愛知県） 原則として一宮市の制度を適用するものとする。ただし、消費生活関連事業は新市において制度を定めるものとする。</p>